

川崎市高津区公告第62号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年8月20日

川崎市高津区長 白井 豊一

| 年 度       | 科 目          | 期 別       | 滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る<br>日 | 件 数 ・ 備 考 |
|-----------|--------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 令 和 7 年 度 | 介 護<br>保 険 料 | 随 時 4 月 分 | 令 和 7 年 9 月 2 日          | 計 2 件     |
| 令 和 7 年 度 | 介 護<br>保 険 料 | 第 1 期 分   | 令 和 7 年 9 月 2 日          | 計 2 件     |
| 令 和 7 年 度 | 介 護<br>保 険 料 | 第 2 期 分   | 令 和 7 年 9 月 2 日          | 計 4 件     |
| 令 和 7 年 度 | 介 護<br>保 険 料 | 第 3 期 分   | 令 和 7 年 9 月 2 日          | 計 4 件     |

別紙省略